

第2節

廃棄物の適正な管理

1 廃棄物の発生と処理の状況

1-1 一般廃棄物（ごみ）の状況

平成12（2000）年度におけるごみの総排出量は779,419tで1人当たり換算すると1,150g/人・日となっています。処理の内訳は図1-2-1のとおりであり、焼却処理が全体の約70%を占め、埋立処理が全体の約12%を占めています。なお、ごみのリサイクル率は16.9%となっています。

ごみの総排出量及び1人1日当たりの排出量の推移は図1-2-2のとおりであり、ほぼ横ばいに推移しています。

図1-2-1 ごみ処理内訳（平成12年度）

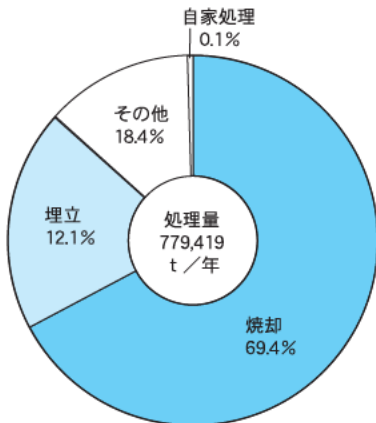
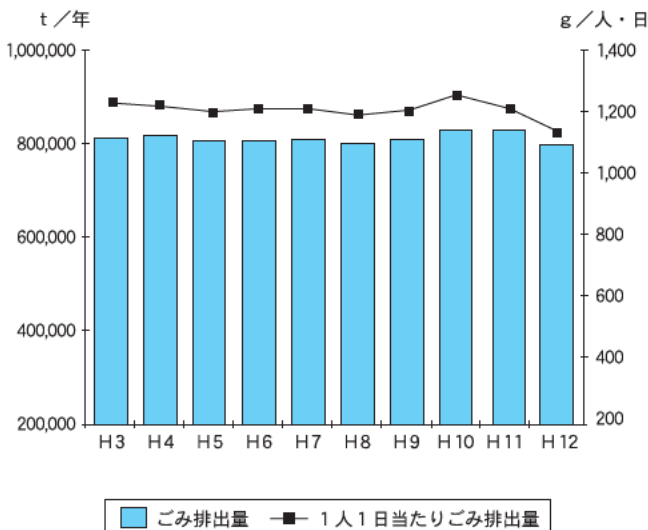


図1-2-2 ごみ排出量及び1人1日当たりごみ排出量の推移



1-2 一般廃棄物（し尿）の状況

平成12（2000）年度におけるくみ取りし尿（浄化槽汚泥を含む。以下同じ）の総量は758,124㎏です。また処理の内訳は図1-2-3のとおりであり、し尿処理施設における処理が全体の約70%以上を占め、次いで海洋投入が全体の約25%を占めています。くみ取りし尿の総量及び水洗化・非水洗化人口の推移は図1-2-4のとおりであり、くみ取りし尿の総量は近年ほぼ横ばいで推移しています。その一方で水洗化人口は増加しており、平成3（1991）年度以降は水洗化人口が非水洗化人口を上まわっています。しかし、水洗化人口割合73.7%は、全国水準（平成12年度全国平均：83.4%）に比べると低くなっています。

12章

● 廃棄物の適正な管理

図1-2-3 くみ取りし尿処理内訳（平成12年度）

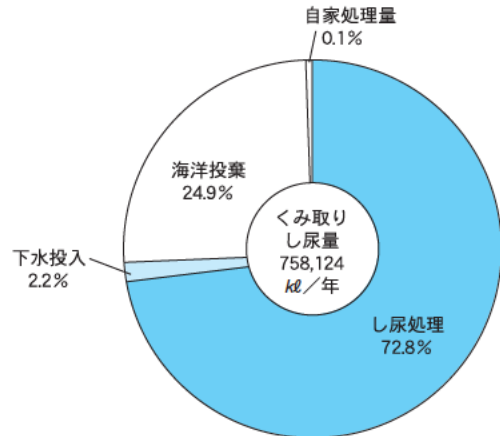
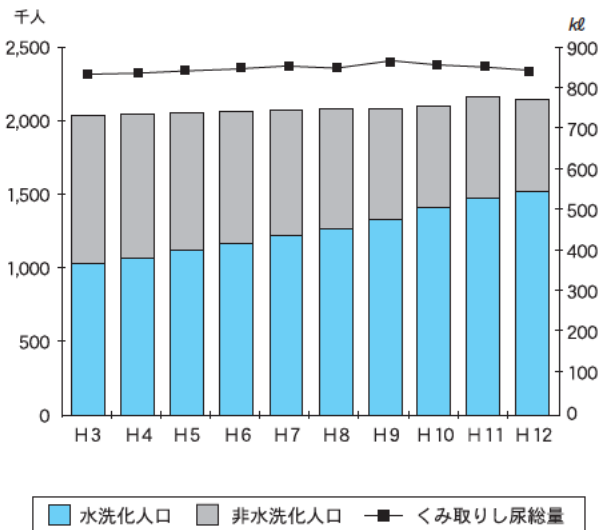


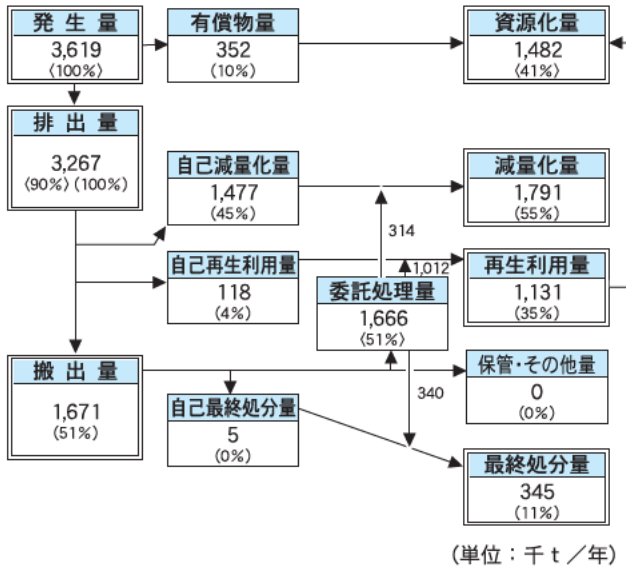
図1-2-4 くみ取りし尿総量及び水洗化・非水洗化人口の推移



1-3 産業廃棄物の状況

平成12（2000）年度の1年間に三重県内で発生した産業廃棄物は3,619千トンで、その処理状況の概要は図1-2-5のとおりとなっています。

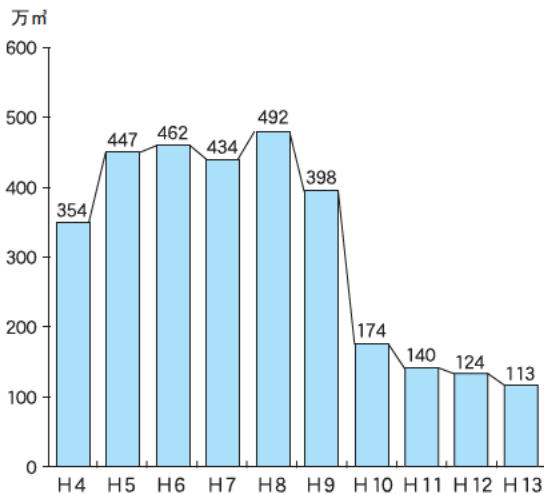
図1-2-5 発生及び処理状況の概要（平成12年度）



(注) 千トン未満を四捨五入しているため、総数と個々の合計とは一致しないものがあります。

また、産業廃棄物最終処分場の残余容量の推移は図1-2-6のとおりです。

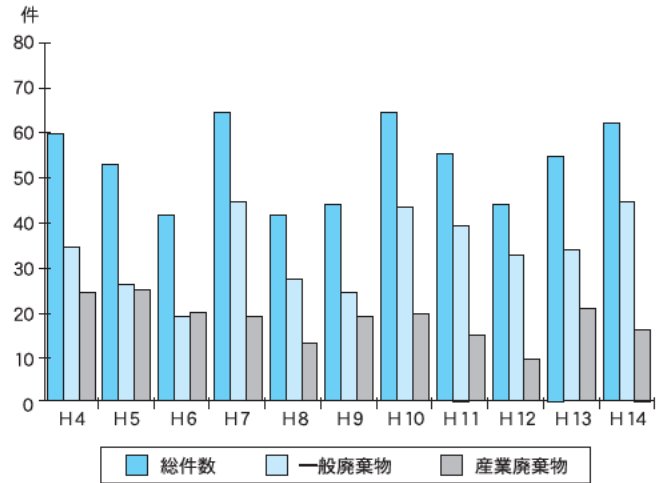
図1-2-6 最終処分場の残余容量の推移



不法投棄・不適正処理の状況を公害事犯に関する検挙件数で見ると、その推移は図1-2-7のとおりであり、近年の産業廃棄物に係る検挙件数は10~30件の間で推移しています。

なお、平成14（2002）年の産業廃棄物の不法投棄に関する検挙件数は17件でした。

図1-2-7 廃棄物の不法投棄・不適正処理に係る検挙件数の推移

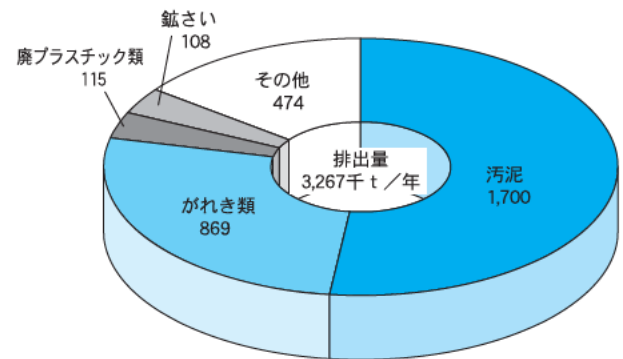


(1) 種類別の排出状況

排出量を種類別にみると、汚泥（52%）が最も多く、次いでがれき類（27%）となっており、この2種類で全体の79%を占めています。

なお、汚泥は排出される時点においては多量ですが、脱水、乾燥、焼却等の処理により大幅に減量されます。このため、搬出量で見るとがれき類が最も多くなります。

図1-2-8 種類別の排出量（平成12年度）



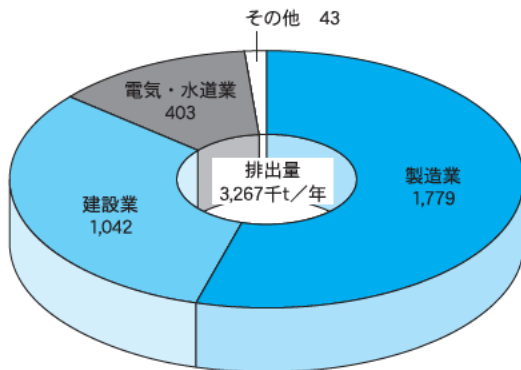
(2) 業種別の排出状況

排出量を業種別にみると、製造業（54%）が最も多く、次いで建設業（32%）、電気・水道業（12%）となっており、この3業種で全体の99%を占めています。

なお、製造業からの汚泥は、自己中間処理により大幅に減量されるため、搬出量で見ると建設業が最も多い業種となります。

また、同様に電気・水道業（特に下水道業）は、排出される汚泥のほとんどが脱水等により減量されるため、排出量では全体の12%を占めますが、搬出量で見ると全体の3%となります。

図1-2-9 業種別の排出量（平成12年度）



2 三重県廃棄物総合対策の推進

2-1 廃棄物総合対策の基本的考え方

近年、経済成長や国民生活の向上に伴い、廃棄物が大量に排出されるとともに、その種類や質が多様化し、適正に処理するための体制の整備が重要な課題となっています。また、不法投棄等不適正処理による環境悪化が問題となっています。

平成14（2002）年度には、廃棄物総合対策の推進計画に基づき、次の事業を実施しました。

- ・ R D F 化構想推進事業
- ・ ダイオキシン類削減緊急対策事業
- ・ 産業廃棄物適正処理推進事業
- ・ 廃棄物処理センターの推進
- ・ 産業廃棄物自主情報公開等促進事業

図1-2-10 廃棄物総合対策の基本的考え方

1 廃棄物の発生抑制	産業廃棄物については現在の社会経済活動のあり方を、一般廃棄物についてはライフスタイルのあり方を見直すことによって、廃棄物の発生を抑制する。
2 リサイクルの推進	やむを得ず発生した廃棄物は、リサイクルにより有効利用を図る。産業活動としてのリサイクルや生活に根ざしたリサイクルを推進する。
3 廃棄物の適正処理	発生抑制、リサイクルができずやむを得ず排出された廃棄物の処理については、環境に負荷を与えない適正な処理を実現するための対策を講じる。
プラス1 情報公開と住民参加	廃棄物に関する全ての施策を廃棄物排出事業者、処理業者、県民そして行政の適切な役割分担とパートナーシップのもとに進めていくため、情報公開と住民参加の実現を図る。

3 発生抑制とリサイクルの推進

3-1 リサイクルの状況

(1) 一般廃棄物の状況

一般廃棄物のリサイクルは、全国的に産業廃棄物と比較して大幅に遅れています。三重県においても、資源化率は近年、徐々に伸びてはいるものの、平成12（2000）年度で13.8%（県内全市町村のごみ資源化量107,749 t / 処理施設で行うごみ総排出量779,419 t）に過ぎず、集団回収による資源化量（28,796 t）を加えたりサイクル率でみても16.9%にとどまっています。

また、平成9（1997）年4月から缶類、びん類、ペットボトル等7品目を対象に施行され、平成12（2000）年4月から本格施行された「容器包装リサイクル法」に基づく県内市町村の分別収集促進計画の策定状況は表1-2-1のとおりです。

表1-2-1 分別収集促進計画による年度別取組予定市町村数

項目	第1期		第2期		第3期	
	H11	H12	H13	H14	H15	H16
無色ガラス	49	56	64	65	68	68
茶色ガラス	54	58	64	65	68	68
その他ガラス	49	56	64	65	67	67
ペットボトル	33	57	65	67	69	69
その他の紙型容器包装	—	34	39	44	63	64
その他プラスチック製容器包装類	—	41	46	57	60	62
うち白色トレイ	—	32	36	47	54	54
鋼製の容器包装	57	67	68	68	69	69
アルミニウム製の容器包装	57	68	69	69	69	69
紙パック	32	57	58	64	67	67
段ボール類	—	57	58	63	69	69

表1-2-2 容器包装分別収集実施市町村数及び収集量

品目	平成12(2000)年度		平成13(2001)年度	
	市町村数	収集量(t)	市町村数	収集量(t)
無色ガラスびん	42	4,434	60	4,634
茶色ガラスびん	42	4,241	59	4,719
その他ガラスびん	44	2,306	61	3,228
ペットボトル	53	1,810	63	2,155
スチール缶	55	9,274	58	7,820
アルミ缶	58	1,782	59	1,742
飲料用紙パック	33	238	36	238
その他プラスチック製容器包装	21	636	26	1,409
白色トレイ	14	54	16	85
その他の紙製容器包装	10	814	11	2,828
段ボール	40	7,323	44	9,531

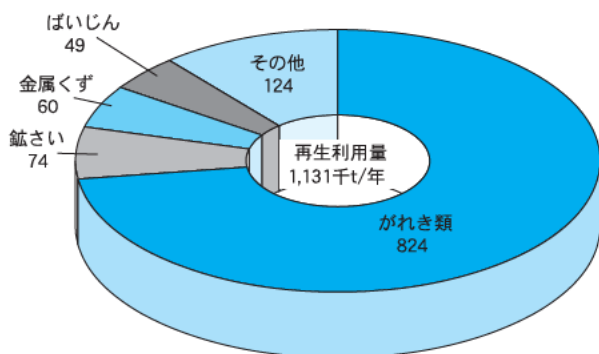
(2) 産業廃棄物の状況

再生利用量は1,131千トン／年となっており、総排出量の35%を占めています。

種類別にみると、がれき類（73%）が最も多く、以下、鋳さい（7%）、金属くず（5%）等となっています。

再生利用量は自己中間処理後再生利用量29千トン／年、委託中間処理後再生利用量1,012千トン／年、自己未処理自己再生利用量89千トン／年に区分されます。

図1-2-11 種類別の再生利用量（平成12年度）



3-2 ごみの減量化とリサイクルの推進

(1) ごみの減量化とリサイクルの推進

ア 民間において実践経験のある環境技術専門員を配置し、産業廃棄物適正管理推進マニュアル・自主情報公開ガイドラインに基づき、産業廃棄物多量排出事業者に対して適正管理計画書の策定や自主的情報公開について指導しました。対象となる事業者の拡大を図った結果、平成14（2002）年度末現在で、自主公開事業者数は32増え2,351社（公開率は91%）となりました。

イ 容器包装リサイクル法に基づく市町村の第2期分別収集計画の推進を行いました。また、平成15（2003）年度から19（2007）年度を計画期間とする市町村第3期分別収集計画の策定を支援するとともに、市町村の計画をとりまとめ、三重県第3期分別収集促進計画を策定しました。

ウ 容器包装リサイクル法に基づく分別収集体制を推進するため、資源ごみリサイクル促進補助金により、6市町村等のストックヤード、プラスチック減容機等の分別収集促進事業に対し補助を行いました。

エ 生ごみの減量化及び廃食用油の再生利用を促進し、地域循環社会の構築を図るため、生ごみ堆肥化システム及び廃食用油リサイクルシステムを導入した10市町村に対し補助を行いました。

オ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づき製品認定を進め、平成14（2002）年3月末までに42製品を認定しました。

(2) R D F 化の推進

ア R D F 化構想の推進

未利用エネルギーの有効利用とごみ処理の広域化を図るため、ごみを単に燃やして埋める処理から循環型のシステムへと転換し、可燃性ごみを固形燃料（R D F）化して有効利用するR D F化構想を市町村と一体となって推進しました。

平成14（2002）年度には県内7箇所のR D F化施設がすべて稼働しました。

表1-2-3 R D F 化施設整備箇所

市町村等	規模	整備期間	稼働年度
海山町	20 t / 日	9～11年度	12年度
香肌奥伊勢資源化広域連合	44 t / 日	11～12年度	13年度
桑名広域清掃事業組合	230 t / 日	11～14年度	14年度
上野市ほか4か町村環境衛生組合	135 t / 日	12～14年度	14年度
南牟婁清掃施設組合	23 t / 日	12～14年度	14年度
浜島町	12 t / 日	13～14年度	14年度
紀伊長島町	21 t / 日	13～14年度	14年度

イ R D F 全国自治体会議

廃棄物のR D F化及びその利用を推進するための課題やその解決方策、技術開発等の情報交換を行うとともに、国等関係機関への働きかけを行いました。

表1-2-4 R D F 全国自治体会議会員状況

区分	都道府県	市町村等	計
会員	23	52 (140)	75 (163)

() は一部事務組合等の構成市町村を含む

(3) 産業廃棄物の再資源化に関する調査研究の実施（第5章-第3節-1-1 科学技術振興センターにおける調査研究の推進を参照）

(4) 環境保全型畜産の推進

家畜ふんは、堆肥化により有機質肥料、土壌改良材として有効利用できることから、堆肥の生産、利用を拡大するため、発酵処理施設等家畜ふん尿処理施設の整備を促進しました。

また、地域と調和した畜産経営の健全な発展を図るための基礎調査として「環境保全型畜産確立指導事業実態調査」を実施しました。

第1章 循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

12章 前

● 廃棄物の適正な管理

表1-2-5 環境保全型畜産確立指導事業実態調査（畜産に起因する環境問題発生件数）（平成14年度）（単位：戸数）

区分 畜産	畜産環境問題の種類								計
	水質汚濁	悪臭発生	害虫発生	水質汚濁 と 悪臭発生	水質汚濁 と 害虫発生	悪臭発生 と 害虫発生	水質汚濁 悪臭発生 害虫発生	その他	
豚	7	4	1	3	0	0	0	0	15
採卵鶏	0	3	6	4	0	1	0	0	14
ブロイラー	0	1	0	0	0	0	0	1	2
乳用牛	1	6	1	1	0	1	1	2	13
肉用牛	0	1	0	0	0	0	0	0	1
計	8	15	8	8	0	2	1	3	45

表1-2-6 補助事業による家畜ふん尿処理施設整備状況（平成14年度）（単位：地域数）

事業名	総事業費(千円)	堆肥舎	発酵処理	乾燥処理	浄化处理	畜舎	その他	備考
家畜ふん尿リサイクル推進事業	8,306						3	

表1-2-7 環境保全型畜産確立のための普及啓発活動

事業名	内容	実施年月	概要
環境保全型畜産確立指導事業	環境保全型畜産確立対策資料の配付	平成15年3月	実態調査結果、処理技術等の資料

(5) 公共事業における再生利用の推進

公共工事の実施にあたり、建設廃棄物の発生量の抑制・適正処理とともに再利用を中心とする適切な循環・処理系を形成することが求められています。

このため、三重県では生活創造圏単位に建設副産物対策地区連絡協議会を設置し、啓発、情報交換を行い、再生砕石、再生アスファルト等の利用を推進しました。

(6) 溶融スラグ及び間伐材型砕利用パイロット事業の実施

ア 溶融スラグ

廃棄物処理センターガス化溶融処理施設で製造される溶融スラグを、公共工事における生コンクリート用の砂の一部に使用するパイロット工事を実施しました。

イ 間伐材型砕

間伐材の利用促進を図るため、コンクリート工所用型砕に間伐材を利用したパイロット工事を実施しました。

平成12（2000）年度末におけるごみ処理施設は、8市13町1村9事務組合に36施設（休廃止施設を除く）が設置されており、県全体の処理能力合計は2,550.1 t / 日です。

イ 粗大ごみ処理施設

平成12（2000）年度末における粗大ごみ処理施設は、5市4町5事務組合に14施設（休廃止施設を除く）が設置されており、県全体の処理能力合計は479 t / 日です。

ウ 埋立処分地施設

平成12（2000）年度末における埋立処分地施設は、10市24町1村4事務組合に40施設（残余容量のない施設を除く）が設置されており、埋立地面積916,947㎡、全体容量7,804,204㎡です。残余容量は2,754,973㎡となっており、その残余年数は、年間埋立量251,015㎡から推定すると約11年分となっています。

(2) ごみの収集及び処理の状況

ア 収集形態

ごみの収集運搬業務の内訳は、市町村（事務組合を含む。）の直営または委託が513,688 t / 年と収集量全体の75.6%を占め、残りの166,202 t / 年が許可業者となっています。

イ 処理形態

平成12（2000）年度のごみ排出量は779,419 t / 年で、平成11（1999）年度に比べて

4 適正処理の推進

4-1 一般廃棄物の適正処理の推進

(1) 一般廃棄物処理施設の状況

ア ごみ処理施設

44,350 t / 年 (5.4%) 減少しています。ごみ処理の内訳は直接焼却が541,187 t / 年 (69.4%)、直接埋立が93,994 t / 年 (12.1%)、直接資源化が72,120 t / 年 (9.3%) などとなっています。

表1-2-8 ごみ処理施設数等 (平成12年度末)

施設種別	焼却処理施設			高速堆肥化施設	ごみ燃料化施設	合計
	全連続	准連続	バッチ			
施設数	7	3	24	1	1	36
処理能力 (t / 日)	1,650	360	520	0.1	20	2,550.1

表1-2-9 粗大ごみ処理施設数等 (平成12年度末)

施設種別	破碎施設	圧縮施設	併用施設	計
施設数	6	2	6	14
施設能力 (t / 日)	265	45	169	479

表1-2-10 埋立処分地施設数 (平成12年度末)

施設種別	山間	平地	計
施設数	31	9	40
全体容量 (m ³)	6,907,325	896,879	7,804,204
残余容量 (m ³)	2,667,419	87,554	2,754,973

表1-2-11 ごみの収集形態 (平成12年度末)

区分	収集量	比率 (%)
市町村・組合による収集	直営	337,589 t / 年 49.7
	委託	176,099 t / 年 25.9
	小計	513,688 t / 年 75.6
許可業者による集計	166,202 t / 年 24.4	
合計	679,890 t / 年	

(3) 一般廃棄物処理施設の整備促進

県では、市町村や一部事務組合が行う一般廃棄物処理施設のダイオキシン対策等の整備を促進するとともに、一般廃棄物処理計画の策定を奨め、処理計画に基づく廃棄物処理事業の運営、管理に向けての助言を行い、適正な処理を推進しました。

4-2 産業廃棄物の適正処理の推進

(1) 産業廃棄物処理施設の状況

三重県における産業廃棄物処理施設は529施設あり、北勢地域に多く立地しており、処理種別では、汚泥の脱水施設やがれき類等の破碎施設が多

く、最終処分場は安定型、管理型を合わせて24施設となっています。

表1-2-12 産業廃棄物処理施設の地域別設置状況

(平成15年3月31日現在)

県民局名	設置数	
	中間処理施設	最終処分場
北勢(桑名)	84 (80)	2
北勢(四日市)	124 (122)	8
北勢(鈴鹿)	58 (58)	3
津	64 (58)	2
松阪	35 (35)	3
南勢(志摩)	56 (53)	1
伊賀	53 (48)	5
紀北	17 (9)	0
紀南	14 (14)	0
計	505 (479)	24

注1) 中間処理施設の混合(破碎・焼却)施設とは、複数の種類の産業廃棄物を処理できる施設をいいます。
 2) 設置数欄の()内は、現在稼働中の施設を示します。
 3) 最終処分場の設置数は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の許可を受けた施設のうち、埋め立て中のものを示します。

表1-2-13 産業廃棄物処理施設の種別設置状況

・中間処理施設 (平成15年3月31日現在)

	種類	設置数	
中間処理施設	汚泥の脱水施設	257 (255)	
	汚泥の乾燥施設	18 (17)	
	廃油の油水分離施設	14 (13)	
	廃酸・廃アルカリの中和施設	6 (6)	
	破碎施設	廃プラスチック類の破碎施設	25 (19)
		がれき類等の破碎施設	122 (121)
		混合破碎施設	8 (8)
	小計	155 (148)	
	焼却施設	汚泥の焼却施設	2 (2)
		廃油の焼却施設	2 (2)
廃プラスチック類の焼却施設		16 (8)	
木くず等の焼却施設		11 (9)	
混合焼却施設		24 (19)	
小計	55 (40)		
コンクリート固形化施設	—		
水銀を含む汚泥のばい焼施設	—		
シアンの分解施設	—		
計	505 (479)		

注1) 混合(破碎・焼却)施設とは、複数の種類の産業廃棄物を処理できる施設をいいます。
 2) 設置数欄の()内は、現在稼働中の施設を示します。

・最終処分場（平成15年3月31日現在）

種類	設置数
遮断型最終処分場	—
安定型最終処分場	15
管理型最終処分場	9
計	24

注) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の許可を受けた最終処分場のうち、埋め立て中の施設を示します。

(2) 下水道汚泥処理システムの整備

平成14（2002）年度末に県内で稼働中の下水処理施設は、流域下水道の4処理場を含めて30処理場があり、その発生汚泥量は、脱水ケーキベースで約41.6千t／年です。ほとんどの汚泥は民間業者に委託して焼却処分しています。

このため、汚泥の建設資材等への有効利用について検討を進めており、平成9（1997）年度から2ヶ年にわたって汚泥の有効利用及び処理コストなどの観点から三重県における適切な汚泥処理方式について調査検討を実施し、その結果を踏まえ、平成12（2000）年度に流域下水道の一部の処理場において、発生汚泥処理に関する研究を行い平成13（2001）年度及び14（2002）年度は実用化に向け調査・設計を行いました。

(3) 浄水場の汚泥の有効利用

平成14（2002）年度に、企業庁の10浄水場において、浄水処理に伴い発生した汚泥は約4,200m³であり、その内850m³を花き園芸用培土として、1,040m³をグランド改良材の原材料として売却し有効利用しました。

(4) 公共事業に伴い発生する廃棄物の適正処理の推進

建設廃棄物の排出量の増加は著しく、最終処分場の不足とも相まって、その処分が困難になっています。

また、不法投棄のおよそ70％は建設廃棄物であるといわれています。

このため、県や市町村などの公共工事発注機関は発生量の抑制・再利用を推進するとともに、適正処理の徹底を図りました。

4-3 廃棄物処理センターによる適正処理の推進

(1) 廃棄物処理センターの整備

ダイオキシン類対策をはじめとした廃棄物の適正処理を推進するため、廃棄物処理センター事業を推進し、市町村の焼却残さを広域的に処理するとともに産業廃棄物を公共関与で処理する施設の整備に努めました。

平成14（2002）年度には、ガス化熔融処理施設の建設工事を進め、12月に施設の本格稼働に至り、最終処分場についても諸手続きを進めました。

5 不法投棄・不適正処理の防止対策の推進

5-1 監視・指導の強化

(1) 不法投棄の状況

大部分の産業廃棄物は、排出事業者自ら又は許可業者への委託により、適正に処理されていますが、一部の排出事業者や、無許可業者による不法投棄があとを絶ちません。なお、三重県における平成14（2002）年の産業廃棄物の不法投棄等の検挙件数は17件となっています。

また、一般廃棄物の不法投棄も、産業廃棄物に比べると個々の量は少ないものの、道路、河川、山林等あらゆる場所で発生しています。

(2) 廃棄物の苦情等の状況

廃棄物にかかる苦情発生状況は、表1-2-14及び表1-2-15に示すとおりであり、苦情の内容については野外焼却行為をはじめとする大気汚染及び悪臭に関するものが多くなっています。

表1-2-14 廃棄物に係る苦情発生件数

（平成10～14年度）

発生源 年度	ごみ処理場	し尿処理場	産業廃棄物	計
	H10	2	—	324
H11	3	—	297	300
H12	—	—	267	267
H13	1	—	328	329
H14	3	—	245	248

表 1-2-15 平成14年度における廃棄物に係る苦情発生内容（計のカッコ内は平成13年度）

発生源原因	大気汚染	水質汚染	悪臭	ねずみ、昆虫	騒音	その他	計
ごみ処理場	1 (-)	1 (-)	-	-	-	1 (1)	3 (1)
し尿処理場	-	-	-	-	-	-	-
産業廃棄物	108 (162)	13 (9)	22 (42)	-	1 (8)	92 (107)	236 (328)
計	109 (162)	14 (9)	22 (42)	-	1 (8)	93 (108)	239 (329)

(3) 廃棄物処理施設等における不適正処理の状況

平成14（2002）年度の廃棄物処理施設等への立ち入り検査の実施状況は表1-2-16に示すとおりであり、違反発生件数は1,405件で、前年度よりやや増加しました。うち産業廃棄物に関する違反は1,085件あり、その違反内容の大部分は、処分基準違反、保管基準違反、処理施設の維持管理基準違反、野外焼却行為です。

表 1-2-16 平成14年度の立入検査実施状況（計のカッコ内は平成13年度）

検査対象	立入検査件数	違反発生件数	措置					その他
			改善命令措置命令	停止命令取消処分	始末書提出	告発	文書指導	
一般廃棄物処理施設	52	12	-	-	1	-	1	10
産業廃棄物排出事業所	1,455	753	-	-	20	1	10	722
産業廃棄物処理業者	1,179	332	2	3	6	-	13	308
その他	872	308	-	-	4	1	18	285
計	3,558 (3,551)	1,405 (1,394)	2 (4)	3 (2)	31 (2)	2 (1)	42 (43)	1,325 (1,342)

(4) 監視・指導の強化

ア 廃棄物の不法投棄や不適正処理を防止するため、排出事業者、処理業者への立ち入り検査及び監視、指導を強化しました。

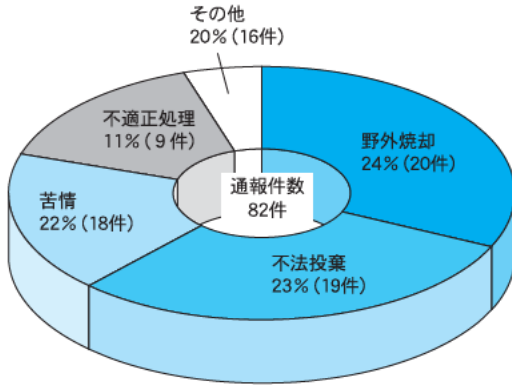
イ 不適正処理の早期発見、早期解決を図るため、廃棄物ダイヤル110番に加え、廃棄物FAX110番を開設しており、不法投棄等の通報を受け付けています。平成14（2002）年度の廃棄物ダイヤル110番への通報内訳は図1-2-12のとおりであり、通報件数は82件で、野外焼却、不法投棄に関するものが47%を占めていました。

ウ 排出事業者、処理業者に対して、法令の遵守や施設の維持管理の改善の指導を行うとともに、産業廃棄物の発生から処理処分に至るまでの移動管理を行うマニフェストの作成・保管の徹底を指導しました。

エ 県境付近で岐阜県、滋賀県等との共同によるほか、愛知、岐阜、三重、名古屋市の三県一市でも産業廃棄物運搬車両の路上検査を実施し、廃棄物の積載状況、搬入先等を確認するとともに、廃棄物の適正処理について指導、啓発を行いました。

オ 桑名市五反田地内における産業廃棄物の不法投棄について、生活環境保全上の支障を除去するため、平成13（2001）年6月8日、行政代執行に着手し、環境汚染の修復を行っています。

図1-2-12 廃棄物ダイヤル110番通報内訳
(平成14年4月～平成15年3月)



5-2 清潔で美しい三重づくりの推進

(1) 道路、河川等の清掃

快適で安全な道路環境の確保及び河川・海岸等の美化を図るため、道路敷の除草、ゴミ、空き缶等の清掃及び河川敷の除草や海岸等の流木処理、清掃を行いました。

また、道路、河川、海岸等の美化活動の推進を図るため、ボランティア団体等に作業用物品の提供等の支援を行っており、平成14(2002)年度の実績は、道路関係で125団体、河川関係で101団体、海岸等の関係で50団体となっています。

平成11(1999)年度からは、地域住民に道路の一定区間の里親になっていただき、除草、ゴミ拾い等の世話を願う「ふれあいの道里親事業」を実施しており、39団体の里親団体に作業物品の提供(平成14(2002)年度実績)を行いました。

6 し尿処理体制の整備の推進

世界的にも廃棄物の海洋投入処分は縮小又は禁止に向っていることを踏まえ、わが国においても、平成14年1月に廃棄物処理法施行令の一部改正がなされ、平成14(2002)年2月1日からし尿等の海洋投入処分が禁止となり、現在、し尿等の海洋投入処分を行っている者は施行日から5年間猶予されることになりました。

平成14(2002)年度は、し尿を海洋投入処分している2市1町6事務組合に対して、し尿の海洋投入の解消に向けた指導を行いました。

また、下水道整備、生活排水処理施設の整備に伴い、一般廃棄物処理業者が受ける影響の緩和と適切な一般廃棄物処理事業の遂行がなされるよう、市町村における合理化事業計画の策定等について市町村に対する指導を行いました。